

第 4 1 回臨時会

南部町議会会議録

平成23年11月25日 開会

平成23年11月25日 閉会

南部町議会

第41回南部町議会 臨時会会議録目次

第 1 号 (11月25日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
諸般の報告	4
町長提出議案提案理由の説明	4
議案第 8 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第 8 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第 8 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1
閉会の宣告	1 2
署名議員	1 5

第41回南部町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成23年11月25日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第82号 南部町長及び副町長の給与に関する条例及び南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第83号 南部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第84号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第6号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中舘文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
7番	根市勲君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	10番	中村善一君
11番	佐々木勝見君	12番	工藤幸子君
13番	馬場又彦君	14番	立花寛子君
15番	川守田稔君	16番	工藤久夫君
17番	坂本正紀君		

欠席議員（1名）

18番	東寿一君
-----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工 藤 祐 直 君 副 町 長 坂 本 勝 二 君
総 務 課 長 小 萩 沢 孝 一 君 財 政 課 長 小 笠 原 覚 君
農 林 課 長 中 村 一 雄 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 根 市 良 典 主 幹 板 垣 悦 子
主 査 秋 葉 真 悟

◎開会及び開議の宣告

○議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は17人でございます。定足数に達しておりますので、これより第41回南部町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（坂本正紀君） ここで、議会運営委員長から本臨時会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 河門前正彦 登壇）

○議会運営委員会委員長（河門前正彦君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

本日招集されました第41回南部町議会臨時会の運営について、先ほど議会運営委員会を開催して、協議をしましたので、決定事項を報告いたします。

本臨時会に付議されました事件は、町長提出議案3件であります。よって、本臨時会の会期は本日11月25日の1日といたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（坂本正紀君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（坂本正紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において3番中舘文雄君、4番工藤正孝君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（坂本正紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日11月25日、1日としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（坂本正紀君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、朗読は省略いたします。本臨時会の上程は、町長提出議案3件でございます。日程によりそれぞれを議題といたします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（坂本正紀君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 本日招集の第41回南部町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には

何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

提出案件の概要をご説明する前に、台風第15号に係る被災者への支援についてご報告いたします。

まず、被災世帯への見舞金についてであります。条例で規定している災害見舞金に、9月の臨時議会でご議決いただきました特別災害見舞金を加え、10月28日から30日までの3日間、浸水被害を受けられた228世帯、45事業所を職員が訪れ、手渡しにて直接配布いたしました。

また、浸水したトイレの汲み取り助成金につきましては、現在116件の申請を受け付けているほか、被災地域での支援活動や復旧活動に当たっていただいた自主防災会あるいは町内会への助成金につきましても、順次交付していくところであります。

さらに、農作物の被害を受けた世帯に対しましても、農作物被災者特別見舞金を支給いたしたく、本臨時会の補正予算として計上しておりますことを申し添えます。

今後も町の復興に向けさまざまな施策を講じ、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりに尽力してまいりますので、議員各位の一層のご理解、ご支援を切にお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提出いたしました案件につきましてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第82号、南部町長及び副町長の給与に関する条例及び南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第83号、南部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。平成23年11月1日付けの青森県人事委員会の勧告に基づき、職員の給料表を改正すること。また、今年12月に支給する期末手当について、調整額を減額して支給する特例措置を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

そして、青森県人事委員会の勧告にはございませんが、台風第15号の影響によって町に未曾有の災害が発生し、多くの町民が被災したこと。並びに、人事委員会の勧告に基づき、職員の給与の引き下げという現状を踏まえ、本職初め副町長、教育長の12月の期末手当につきまして、職員と同じ割合で算定した額を減額するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第84号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第6号）についてであります。歳入歳出それぞれ3,830万円を追加し、予算の総額をそれぞれ103億1,623万9,000円とするものでございます。補正予算における主な内容ですが、歳出の3款民生費の災害救助費に、農作物

の被害を受けられました方への農作物被災者特別見舞金として3,830万円を計上し、その財源として、歳入の17款繰入金の財政調整基金繰入金を取り崩すものであります。

以上が本臨時会にご提案いたしました議案の内容でございますが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案のとおりご議決を賜りますようお願いを申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。

○議長（坂本正紀君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第5、議案第82号、南部町長及び副町長の給与に関する条例及び南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 1ページでございます。議案第82号、南部町長及び副町長の給与に関する条例及び南部町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由でございますが、平成23年12月に支給する町長、副町長及び教育長の期末手当について減額をするため、条例の改正を行うものでございます。

提案理由でも申し上げましたが、今回、青森県人事委員会の勧告、平均して0.29%の給与改定に基づきまして、職員の給与引き下げを行う予定としてございますが、今回は期末手当の支給率の改正はないものでございますが、職員の給料が引き下げられているということに伴い、また、災害等も発生したことにより町長から指示がございまして、12月支給の期末手当から職員の給与改定で引き下げられる分を期末手当から減額するというものでございます。

次のページをお開きください。2ページでございますが、第1条でございますけども、南部町長及び副町長の給与に関する条例の一部を次のように改正するとございます。

附則の改正でございます。附則の第2項に次の1項を加えると。平成23年12月に支給する期末

手当に関する特例措置ということでございまして、3といたしまして、平成23年12月に支給する南部町長及び副町長の期末手当の額は、第3条の規定にかかわらず、第3条というのは、規定のとおり期末手当でございしますが、同条の規定により算出される期末手当の額から当該額に100分の3.4を乗じて得た額を減じて期末手当を支払うというものでございます。

第2条につきましては、教育長の改正の部分でございまして。

ちなみに、100分の3.4ということ減ずるということになりますと、町長に関しましては約4万5,000円、副町長に関しましては約3万6,000円、教育長に関しましては約3万3,000円の減額となるものでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第6、議案第83号、南部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 3ページでございます。議案第83号、南部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由でございますが、平成23年11月1日付けの青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額を改定するため、条例の改正をするものでございます。

先ほども申し上げましたが、今回の改正につきましては医師等を除く行政職及び薬剤師等の医療技術者及び保健師、看護師等のそれぞれの給料表を引き下げるものでございまして、給料月額のみでございまして、期末手当等の支給率の改正はございません。

次のページをお開きください。第1条でございますけれども、南部町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1と、行政職の給料表ということが載っております。行政職の給料表、基本的には一般職員の給料表でございます。この給料表が改定されるという内容につきまして掲載してあるものでございまして、ちなみに、1級、2級、3級、4級、5級、6級とございますが、1級は主事、6級につきましては課長級というものでございまして、基本的には、今回は大体40歳から50歳代の職員の給料改定がされるものでございまして、4ページの表は、一切変わってございません。

次の5ページをお開きください。5ページのどちらも数字だけが載っておる表でございますけれども、給料表の例えば、5ページの一番右側でございますけれども、これが6号級のとおりでございまして、一番左側に29という段があると思っておりますが、29の段を一番右側の方に見ていただきますと37万9,100円という数字が載っております。その下からずっと改正になるものでございまして、29号から課長級でいきますと次の6ページの77という42万2,600円というところまでが引き下げられた号級でございます。例えば、先ほどの29号級でございますと大体400円下がってございます。また、6ページの77号、42万2,600円というのが最後にございますが、ここで2,000円ほど下がってございます。大体、0.09%から0.49%の間で引き下げられているものでございます。

次のページは、以下、医療職、技術職でございます。

11ページに関しましては、看護師及び保健師の給料表、それぞれ合計の高い方の部分が引き下げられるものでございます。

16ページをお開きください。16ページに表が載っておりますが、行政職給料表、例えば1級、

1号級から93号級までと。この表は、この号級は変わりませんという表でございます。つまり、主事級1級につきましては、1号から93号までしかありませんので、この主事級に関しましては今回、引き下げはないというふうに謳っているものでございます。2級につきましては、76号級までと。つまり、77号からそれ以降の最後の125号級までは300円ほどから2,000円ほどまで下がりますよというような内容の表でございます。以下、医療職等も同じでございます。

次のページをお開きください。最後のページでございますが、今回の給料の改定表につきましては、12月以降の給料からこの表を使うわけでございますけれども、4月からさかのぼって給料を減ずるわけにはいきませんので、今回の期末手当、勤勉手当の額に100分の0.4を減じた額及びそれを8カ月分かけた額を合計したものを、期末手当から差し引くという条例の改正でございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 今説明を受けたわけでありますが、三戸郡下の町村自治体を比較しても、当町の職員給与は高いほうではないと記憶しておりますが、その基準の考えとなりますラスパイレス指数の比較はどのようになっておるのでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 当町のラスパイレス指数は、平成23年で92.0でございます。三戸郡下では高いほうでも低いほうでもないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 14番、立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 今回は、人事院勧告に基づいてという説明はありますが、確かに人事院勧告は守らなければならないこととは思いますが、ことしの職員の仕事内容からいっても引き下げはするべきではないと思いますが、それに変わる特別手当など支給することはできないものでしょうか。また、この給与引き下げで何度も発言しておるわけでありますが、低いほうへ低いほう

うへと引き下げしていきますと、住民全体の購買力は下がり、税金にもよくないことと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 特別手当ということでございますけども、それは条例上、ちょっとできないというふうになってございまして、基本的には今、立花議員さんおっしゃったのは、こういう事態というはやっぱり災害があつて、職員も普段より時間外勤務手当等が発生しているわけですが、普段の災害等におきましては、ほとんど代休扱いということで実施してきておりました。今回につきましては、それをかんがみて特別出なければならぬ部分については、できるだけ支給してまいりたいというふうな考えをもつてございます。

また、引き下げが購買力の低下につながるのではないかとというふうなことでございますけども、金額的にみると引き下げではございますけども、それほど影響はないのではないかなというふうに思つてございます。課長級レベルで月2,000円ほどでございますので、下がるということに関しましては、やはりそういう感覚を持つかもしれませんが、影響等になりますとそんなにかないかなというふうに思つてございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。14番、立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 南部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

人事院の勧告とはいえ、今年度の職員の働き方からいっても給与引き下げは、職員の労働意欲を削ぐことにならないでしょうか。3.11の大震災や台風15号の災害に対して多くの皆さんと協力しながら労働してまいりました。各自治体の年間の事情を考慮して考えることはできないので

しょうか。

人事院勧告は、公務員だけでなく人件費を連動させてきた社会福祉施設や私立学校など、直接影響が約625万人にも上ります。給与削減は地域経済にも大きな影響を与えるもので、経済再建にとってもマイナスにしかありません。

なお、今問題になっています国家公務員給与の引き下げのねらいは、復興増税や消費税増税の露払いであり、認められないと主張し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第7、議案第84号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 18ページでございます。議案第84号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,830万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億1,623万9,000円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。21ページをお開きいただきます。下段の歳出から説明をいたします。3款民生費、3項1目の災害救助費でございますが、3,830万円を追加し、5,811万5,000円とするものでございます。右側20節の扶助費でございますが、農作物被災者特別見舞金として3,830万円を計上いたしております。

この特別見舞金は、9月に発生いたしました台風15号災害により冠水または浸水し、収穫不能となった水稻、果樹、野菜などについてそれぞれ基準額を設け、申請に基づいて見舞金を算定し支給するものでございまして、被災された農家などの速やかな生活支援を図ること目的とするものでございます。

次に、上段の歳入でございますが、17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金を3,830万円補正しまして、1億4,677万7,000円とするものでございます。ただいま説明いたしました農作物の被災者特別見舞金の財源として、財政調整基金を取り崩して充当するものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で本臨時会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第41回南部町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日提出いたしました議案につきましては、慎重審議の上、全議案とも原案のとおりご議決を賜り、衷心より御礼を申し上げる次第であります。

本日は、12月定例会を1週間後に控えての臨時議会招集とさせていただきましたが、給与条例等の一部改正につきましては、今月中に告示の必要があること、また、条例の改正内容をかんがみ、専決処分をするのではなく、議員各位にご理解いただいた上でご議決を賜りたくお集まりいただいたものでございます。改めまして、厚く御礼を申し上げます。

師走を間近に控え、議員各位におかれましては、大変お忙しい日が続くものと存じますが、どうかご自愛いただき、皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げまして、本臨時会の閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） これをもちまして、第41回南部町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時31分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 坂本正紀

署名議員 中館文雄

署名議員 工藤正孝